第17章　　水防協力団体

第17章　　水防協力団体

第１節　水防協力団体の指定

水防管理団体は、下記に規定する用務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

第２節　水防協力団体の業務

１　水防上必要な監視、警戒その他の水防活動
２　水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
３　水防に関する情報又は資料の収集、提供
４　水防に関する調査研究
５　水防に関する知識の普及、啓発
６　前各号に附帯する業務

第３節　水防協力団体の消防団との連携

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に前項の業務を行わなければならない。
また、水防協力団体は、毎年消防団及び消防機関が行う水防訓練に参加するものとする。